

三次市教育委員会議案第 5 0 号

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会事務決裁規程（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「課長」を「課長等」に改め，同条中「課長」を「課長等」に改め，同条中社会教育課長の項に次の 4 号を加える。

- (1) 芸術・文化施設の管理に関する事。
- (2) 芸術・文化施設の相互の連絡調整に関する事。
- (3) 芸術・文化団体の育成指導並びに連絡調整に関する事。
- (4) 文化財保護委員会委員に関する事（任免を除く。）。

第 7 条に次の 1 項を加える。

図書館長

- (1) 定例又は軽易な業務計画及び実施に関する事。
- (2) 図書等の廃棄処分に関する事。
- (3) 協力団体との連絡調整に関する事。

第 1 0 条の表中

課長	主務課係長等	
----	--------	--

」を

「

課長	主務課係長等	
図書館長	主務係長	

」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。